

一般社団法人日本商事仲裁協会役職員の仲裁・調停事件への関与に関する方針

2018年7月1日施行

2019年2月1日改正

第1条（目的）

この方針は、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「JCAA」という。）役職員の仲裁・調停事件への関与について遵守すべき措置及び義務を定めることにより、JCAA の中立公正性を堅持し、もって JCAA が管理する仲裁・調停事件に対する信頼を確保することを目的とする。

第2条（情報の隔離）

- 1 JCAA の理事長、常務理事、特定業務執行理事及び大阪事務所長並びに東京本部仲裁部・調停部及び大阪事務所調停・仲裁・業務課の職員（以下「仲裁調停関係役職員」という。）以外の JCAA 役職員は、JCAA に係属する仲裁・調停事件に関与してはならない。
- 2 仲裁調停関係役職員以外の役職員に対しては、個々の仲裁・調停事件に係る情報へのアクセスを遮断するものとする。

第3条（仲裁調停関係役職員の一般的義務）

仲裁調停関係役職員は、JCAA に係属する仲裁・調停事件について中立公正を妨げる事情があるときは、当該事件の管理業務に関与してはならない。

第4条（仲裁調停関係役職員としての禁止行為）

- 1 仲裁調停関係役職員は、JCAA の管理する仲裁・調停事件について、仲裁人・調停人及び当事者の代理人弁護士に就任してはならない。
- 2 JCAA は、JCAA に仲裁人・調停人の選任権がある場合、JCAA の理事及び監事を仲裁人・調停人に選任してはならない。

第5条（仲裁調停関係役職員が回避すべき仲裁・調停事件）

- 1 JCAA に申し立てられた仲裁・調停事件において、仲裁調停関係役職員と当事者との関係につき、以下のいずれかの場合に該当するときは、当該役職員は当該事件の管理業務に関与してはならない。
 - (1) 当事者（法人の場合にはその役員を含む。）が当該役職員の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族又は同居の親族である場合
 - (2) 当該役職員が株式を発行している会社である当事者の株式を保有する場合
 - (3) 当事者から当該役職員が給与又はそれに準ずる報酬を継続的に受けている場合
 - (4) 当該役職員が当事者と利害関係を有するその他の場合
- 2 仲裁調停関係役職員と当事者の代理人弁護士との関係については、前項(1)、(3)及び(4)を準用する。
- 3 仲裁調停関係役職員と仲裁人・調停人との関係においては、仲裁調停関係役職員は当該事件の

管理業務に参与することができる。ただし、仲裁人・調停人の忌避の決定、報償金の決定その他第 3 条の規定に反する事情がある場合にはこの限りではない。

- 4 仲裁調停関係役職員と、第 1 項から前項までに定める者以外の仲裁・調停事件の関係者との関係については、当該関係者が当事者に準ずる利害関係を当該事件につき有しているときには、第 1 項の規定を準用する。

第 6 条（事前通知義務）

- 1 仲裁調停関係役職員は、その保有する株式及び JCAA 以外の者から継続的に受けている給与（それに準ずる報酬を含む。）をあらかじめ理事長に通知しなければならない。
- 2 仲裁調停関係役職員は、前項の通知の内容に変更があった場合には、速やかに理事長に通知しなければならない。
- 3 理事長についての前二項に係る事実については、理事長は、常務理事に通知しなければならない。

第 7 条（疑義がある場合）

仲裁調停関係役職員は、第 5 条第 1 項(4)及び第 4 項に定める事情があるか否かにつき疑義がある場合には、これを理事長に通知し、その決定に従う。理事長について同様の疑義がある場合には、理事長は、これを常務理事に通知し、その決定に従う。

附則

- 1 この方針は、2018 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 協会仲裁等関係役職員は、この方針の施行日から 1 か月以内に、第 6 条第 1 項の事実を理事長に通知するものとする。理事長に係る事実については、理事長は常務理事に対して通知するものとする。
- 3 この規則の施行後に協会仲裁等関係役職員となった者は、その日から 1 か月以内に、その者が理事長以外の協会仲裁等関係役職員である場合には前項に定める事項を理事長に、その者が理事長である場合には常務理事に前項に定める事項を通知するものとする。

附則

- 1 この方針は、2019 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後に仲裁調停関係役職員となった者は、その日から 1 か月以内に、第 6 条第 1 項の事実をその者が理事長以外の仲裁調停関係役職員である場合には理事長に、その者が理事長である場合には常務理事に通知するものとする。